

自 平成25年 8 月 27日

至 平成25年 8 月 27日

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会

会 議 録

杵藤地区広域市町村圏組合

平成25年 8 月 27日（火曜日）

平成25年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号						
招集年月日	平成25年8月27日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成25年8月27日	午後2時2分	議 長	原田 謹吾	
	閉 会	平成25年8月27日	午後2時52分	議 長	原田 謹吾	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	前 田 敏 美	○	10番	武 村 弘 正	○
	2番	末 藤 正 幸	○	11番	原 田 謹 吾	○
	3番	吉 川 里 已	○	12番	田 中 源 一	○
	4番	北 村 和 博	○	13番	武 富 久	○
	5番	松 尾 勝 利	○	14番	田 島 健 一	○
	6番	福 井 正	○	15番	白 武 悟	○
	7番	谷 口 太一郎	○	16番	岩 島 正 昭	×
	8番	太 田 重 喜	○	17番	末 次 利 男	○
	9番	田 口 好 秋	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	樋 渡 啓 祐	○	消 防 長	峰 松 靖 規	○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊	○	消 防 次 長	森 山 正 明	○
	事 務 局 長	橋 口 正 紀	○	消防次長兼警防課長	松 尾 敏 光	○
	会 計 管 理 者	成 松 薫	○	消防本部総務課長	一ノ瀬 敏 夫	○
	事務局次長兼総務課長	橋 村 勉	○	消防本部予防課長	貞 松 光 良	○
	電子計算センター所長兼 管 理 係 長	小 森 啓 一 郎	○	消防本部通信指令課長	八 田 定 文	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	西 野 純 一 郎	○	監 査 委 員	西 川 平 七	○
	介護保険事務所所長兼 総 務 管 理 課 長	大 串 晃	○			
	介護保険事務所業務課長	山 田 久 美 子	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成25年 8 月27日 (火) 1 日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
8 月27日 (火)	開会・開議 (午後 2 時) 議長報告 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第12号議案～第20号議案) (質疑・討論・採決) 閉会

2. 議事日程について

議事日程	
平成25年 8月27日（火曜日） 午後2時 開議	
日程第1	議長報告
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第6	第12号議案 専決処分の承認について（杵藤地区広域市町村圏組合職員の給与の臨時特例に関する条例）
（質疑・討論・採決）	
日程第7	第13号議案 専決処分の承認について（佐賀県市町総合事務組合規約の変更）
（質疑・討論・採決）	
日程第8	第14号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）	
日程第9	第15号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第10	第16号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第11	第17号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定
（質疑・討論・採決）	
日程第12	第18号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第13	第19号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
日程第14	第20号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）
（質疑・討論・採決）	
閉 会	

午後 2 時 2 分 開会

○議長（原田謹吾君）

本日、16番岩島議員が欠席でございます。

ただいまの出席議員16名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年杵藤地区
広域市町村圏組合議会 8 月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 議長報告

○議長（原田謹吾君）

それでは、日程第 1．議長報告であります。

このたび、鹿島市議会選出の橋川宏彰氏の死去に伴い、組合同規約第 5 条第 2 項の規定によりまして、鹿島市から鹿島市議会議長であられる松尾勝利氏が当組合議会議員に就任されました。

就任の御報告を申し上げますとともに、ここで、就任されました松尾議員様より一言御挨拶を受けたいと思います。

○松尾勝利君

失礼いたします。今御紹介がありましたように、前橋川議長がお亡くなりになりましたことに伴いまして、鹿島市議会の新議長に就任いたしました松尾でございます。本議会議員として務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

どうもありがとうございました。

日程第 2 議席の指定

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第 2．議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本組合の議員として就任されました松尾勝利議員の議席番号を 5 番と指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員として、

6番 福井 正 議員

10番 武村 弘 正 議員

17番 末次 利 男 議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第4．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日8月27日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、今定例会の会期は8月27日の1日間と決定いたしました。

日程第5 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第5．議案の一括上程であります。

第12号議案から第20号議案までの9議案を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（樋渡啓祐君）

お疲れさまでございます。本日、ここに平成25年杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いいたします。

議案説明に入ります前に、先ほど原田議長からも御報告がありましたとおり、鹿島市議会選出議員の橋川宏彰氏の死去に伴い、組合規約の規定によりまして、鹿島市議会議長であられる松尾勝利氏が当議会議員に就任をされました。改めて橋川議員の御冥福をお祈り申し上げますとともに、松尾議員におかれましては、当組合の運営に関しまして御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の定例会に提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

今定例会に提案しております案件は、専決処分の承認 2 件、条例改正 1 件、決算認定 3 件、補正予算 3 件の合計 9 件でございます。

第12号議案は、国家公務員の給与減額支給措置に準じた臨時特例措置を講ずるため、杵藤地区広域市町村圏組合職員の給与の臨時特例に関する条例を専決処分により制定いたしました。地方自治法の規定に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いいたします。

続きまして、第13号議案であります。佐賀県市町総合事務組規約の一部を専決処分により変更いたしました。地方自治法の規定に基づき報告し、議会の承認をお願いいたします。

続きまして、第14号議案であります。関係する省令改正等に伴い、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正いたします。

第15号議案から第17号議案までは平成24年度一般会計及び特別会計の決算認定で、後ほど会計管理者がその概要を御説明申し上げます。

第18号議案から第20号議案までは平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算で、主に平成24年度決算に伴う繰越金の計上及び負担金や事業費の調整を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

お疲れでした。

日程第 6 第12号議案

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第 6 . 第12号議案 専決処分の承認について（杵藤地区広域市町村圏組合職員の給与の臨時特例に関する条例）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、第12号議案 専決処分の承認について御説明いたします。

議案書の 1 ページをごらんください。

本議案につきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、杵藤地区広域市町村圏組合職員の給与の臨時特例に関する条例を専決処分により制定いたしましたので、同条第

3項の規定に基づき報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

2ページをごらんください。

今回の条例の制定は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第12条の規定に基づき、国家公務員の給与の減額支給措置に準じ、広域圏組合職員に臨時特例措置を講じるため、杵藤地区広域市町村圏組合職員給与条例の特例を定めたもので、条例の施行日を7月1日からとするために、平成25年6月20日付で専決処分をしたものです。

条例の内容は、第1条で条例の趣旨を規定しております。

第2条で組合職員給与条例の特例措置について規定しておりまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における組合職員の給与の支給に当たっては、武雄市職員の給与の臨時特例に関する条例を準用するものと規定しております。組合職員の給与条例につきましても、武雄市職員の給与条例を準用しており、整合性を確保するために、武雄市の臨時特例に関する条例を準用するものと規定したものです。

なお、特例措置の内容につきましては、別冊の議案説明資料の1ページに掲載しておりございまして、給料につきましては、職務の級の区分ごとに定める減額率を乗じた額を減額し、管理職手当については一律10%を減額することにいたしております。

なお、条例の施行日は平成25年7月1日からといたしております。

以上、第12号議案 専決処分の承認について御説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

続いて、これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第12号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第12号議案は原案どおり承認されました。

日程第7 第13号議案

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第7. 第13号議案 専決処分の承認について（佐賀県市町総合事務組合規約の変更）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、第13号議案 専決処分の承認について御説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。

本議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認をお願いするものであります。

4ページをごらんください。

今回の同組合規約の変更は、鹿島市が議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務並びに非常勤の学校医等に係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加することに伴うもので、共同処理の開始を本年8月1日から予定されていたため、同組合規約の変更について関係団体と協議することについて、平成25年7月4日付で専決処分をいたしましたものです。

なお、同組合規約の変更内容は、5ページに掲載しているとおりでございます。

また、変更後の規約の施行日を、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可があった日からとしたものでございます。

なお、別冊の議案説明資料の2ページに規約の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、第13号議案 専決処分の承認について御説明申し上げました。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第13号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第13号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第8 第14号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第8．第14号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（峰松靖規君）

第14号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページ及び議案説明資料の3ページから7ページに掲載しております議案参考資料等をごらんいただきたいと思います。

今回、御審議をお願いいたします当組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月27日に公布されたことに伴うもの、及び火災時における個室型店舗の避難障害を防止するため、当組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

議案書6ページ及び議案説明資料の3ページをごらんください。

改正内容につきましては、1つ目は、消防法施行令第37条第1項の改正により、当組合火

災予防条例第29条の4第4項中に同法施行令の条文を引用しているため、改正するものでございます。

同法施行令の改正内容は、第37条第1項の検定対象機械器具等のうち、消防用ホース、結合金具、漏電火災警報器を第41条に移行し、新たに住宅用防災警報器が検定対象機械器具等に追加されたものでございます。

2つ目は、個室型店舗の避難管理、つまり避難障害を防止するため、当組合火災予防条例第37条の3を追加するものでございます。

内容につきましては、総務省消防庁の予防行政のあり方に関する検討会の中間報告に伴い、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ等の個室型店舗における避難管理として、外開き戸の自動閉鎖措置を追加するものでございます。

続きまして、議案説明資料5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、本則につきましては、第29条の4の第4項のアンダーラインの部分で号を変更するもの、及び新たに第37条の3を追加するものでございます。

次に、議案書の6ページにお戻りください。

附則1につきましては、施行期日を平成25年9月1日とするものでございます。

ただし、第29条の4の規定は、消防法施行令の施行期日と同じ平成26年4月1日とするものでございます。

また、附則2につきましては、第37条の3の規定に経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わりますが、議会の御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

第14号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第14号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

武富議員、監査委員席へ移動をお願いします。

〔武富監査委員、監査委員席へ移動〕

日程第9～第11 第15号議案～第17号議案

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第9. 第15号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、日程第10. 第16号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定、日程第11. 第17号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の3件を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（成松 薫君）

それでは、第15号議案から第17号議案まで一括して概要を御説明申し上げます。

説明につきましては、先にお配りしております決算書により行わせていただきます。

最初に、第15号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、決算書の3ページ、4ページをお開きください。

歳入の合計でございますけど、調定額、収入済額ともに3,632,646,973円で、収入全て完納されております。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

歳出の合計につきましては、支出済額3,543,339,777円で、不用額85,113,223円となっております。予算執行率は97.7%であります。

次に、7ページをお開きください。

以上の結果、歳入歳出差引残額は89,307,196円となっております。

それでは、歳入につきまして、主な項目について御説明申し上げます。

1ページ、2ページをお開きください。

1 款. 分担金及び負担金につきましては、収入済額3,062,600千円でございます。これにつきましては、構成市町及び介護保険事務所からの負担金でございます。

2 款. 使用料及び手数料につきましては、一番右端のとおり1,983,815円の増であります。これにつきましては、葬斎公園の火葬手数料及び消防危険物取扱手数料の増によるものでございます。

8 款. 諸収入、予算現額に対しまして、収入済額が1,799,014円の増でございます。これにつきましては、クリーンセンターの鉄屑売払金によるものであります。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2 款. 総務費は支出済額252,238,889円で、予算執行率は98.4%でございます。

4 款. 衛生費は739,221,187円で、執行率99%になっております。不用額の7,630,813円につきましては、ごみ処理センターの工事請負費及び原材料費の減でございます。

5 款. 消防費は2,387,964,306円で、執行率は99.4%となっております。不用額15,470,694円につきましては、需用費、委託料の減でございます。

項目ごとの詳細につきましては、8 ページから45ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思っております。

以上で平成24年度一般会計歳入歳出決算の概要につきましての説明を終わらせていただきます。

続きまして、第16号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。

決算書の48ページ、49ページをお開きください。

歳入合計でございますけど、収入済額15,525,044,381円、不納欠損額16,646,639円、収入未済額58,842,078円となっております。

不納欠損額及び収入未済額につきましては、全額保険料でございます。

次に、52ページ、53ページをお開きください。

支出合計でございますけど、支出済額が15,295,977,187円でございます。不用額312,415,813円となっております。予算の執行率は98%であります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

46ページ、47ページをお開きください。

5款. 支払基金交付金につきましては4,249,025,657円でございます、収入全体の27.4%を占めております。これにつきましては、社会保険、国保からの収入でございます。

4款. 国庫支出金3,822,952,641円で、24%を占めております。

次に、歳出につきまして主なものを御説明申し上げます。

50ページ、51ページをお開きください。

歳出のほとんどが2款の保険給付費でありまして、支出済額は14,429,321,756円でございます。支出全体の94.3%を占めております。

続きまして、3款. 地域支援事業費でございます。327,717,365円でございます。主に介護予防への支出でございます。

項目ごとの詳細につきましては、54ページから79ページまでの事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

以上で平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましての説明を終わらせていただきます。

続きまして、第17号議案 平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定についての御説明でございます。

決算書の80ページ、81ページをお開きください。

歳入合計でございますけど、調定額、収入済額とも12,806,900円でございます。収入につきましては、全て完納されておりますので、収入未済額はございません。

収入の主なものは、1款. 財産収入で9,778,318円でございます。

次に、歳出でございます。

82ページ、83ページをお開きください。

歳出の合計は、支出済額8,504,434円でございます。不用額4,299,566円となっております。予算に対する執行率は66.4%でございます。

以上の結果、歳入歳出差引残額は4,302,466円となっております。

歳出につきましては、1款. ふるさと市町村圏事業費のみで、構成市町が行うイベントの助成でございます。不用額の1,897,566円は、構成市町において平成24年度中に活用されず未執行額として残ったものでございます。この分につきましては、25年度において対象となる市町村に再配分するものでございます。

詳細につきましては、84ページから89ページまでの事項別明細書をごらんいただきたいと

思います。

以上で平成24年度ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

最後になりますけど、添付書類の説明を申し上げます。

実質収支に関する調書は90ページから92ページに、財産に関する調書は93ページから99ページにそれぞれ掲載しております。また、24年度の市町別負担金一覧表を100ページのほうに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、第15号議案から第17号議案までの決算認定3議案につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

ありがとうございました。

この決算認定3議案につきましては、西川監査委員、武富監査委員の両名から決算審査を受けております。

それでは、ここで監査委員からの審査結果の報告を求めます。

○監査委員（西川平七君）

監査委員の西川でございます。

それでは、平成24年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の平成24年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書、これをごらんいただきたいと思います。参考資料を含めまして、18ページにわたるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成24年度の杵藤地区広域市町村圏の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月29日、当組合の会議室におきまして、武富監査委員とともに審査を実施いたしました。

なお、審査の意見につきましては、武富監査委員と合議の上であることを申し添えておきます。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類、これを関係の帳簿等、あるいは審査に必要な書類と照合をし、関係職員に説明を求めまして、慎重に審査を実施したところでございま

す。

その結果、決算の内容、計数ともに適正に計上、表示されております。

意見書の1ページ、4番、審査の結果をごらんいただきたいと思ひます。

また、財政の運営及び予算の執行状況も的確に執行され、財政経営の効率化と経費の節減にも努められており、健全な財政運営をするための負担金収納や歳計現金の預金方法等についても効果的で安全な運営がなされております。

実質収支及び財産に関する調書、これにつきましても正確かつ適正に処理をされております。

以上、審査の方法や結果を集約して申し上げましたが、詳細にわたりましては、お手元の決算審査意見書に申し上げておりますので、ごらんいただきたいと思うところでございます。

意見書の6ページと7ページ、これをお開きいただきたいと思ひます。

ここに審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡単に述べております。

まず、6ページの一般会計でございます。

4部門に分けて審査をいたしました。それぞれ所見を述べておりますが、3番目の衛生部門でございます。構成市町のごみ処理量は、ごみ減量化対策の効果もございまして、平成15年をピークに毎年減少していましたが、平成23年度からは増加に転じまして、平成24年度においても対前年比1.1%の増加となっております。今後は、この増加傾向を防ぐため、構成市町とともに原因について究明をし、ごみ減量化及び資源ごみリサイクルへの取り組みをさらに推進していただくことをお願いしております。

次に、葬祭公園につきましては、施設の計画的な修繕や火葬炉の大型化など適切な管理運営に努められておりますが、今後は、建設後の経過年数を考慮した上で、将来的な葬祭公園のあり方について、基金の積み立て等の具体的な検討を行うことを要望しております。

次に、7ページ、介護保険特別会計でございます。

御承知のとおり、介護保険事業につきましては、平成24年度からの第5期事業計画の初年度といたしまして運営をされております。保険料の収入率については、昨年度より下降をし、滞納繰越分については16,646,639円の不納欠損処分がなされておられ、収入未済額は58,842,078円となっておりますのでございます。保険料は制度の健全な運営に欠かせない重要な財源であり、保険給付費は今後の高齢者人口の増加とともにさらに増嵩していくことが予測されま

すので、不納欠損額の減少につながるよう、制度の周知徹底とともに、一層の収納率向上に取り組まれるよう要望しておるところでございます。

また、介護保険事業は高度な専門性を要する業務も多く、介護施設への指導監督を行う立場でもあるので、職員の人材育成等を含め、今後の組織機構、人員体制のあり方についても検討、研究を行う必要があると感じているところでございます。

次に、ふるさと市町村圏特別会計でございます。

基金10億円の活用につきましては、安定的な財源確保により各種事業への取り組みがなされてきましたが、これまで運用していた国債が平成24年6月に満期を迎えたため、その後は定期預金で運用されております。今後は、基金利子の減少により一層厳しい財政事情となりますが、限られた財源を有効に活用してもらい、圏域の浮揚と圏域住民の活力につながるよう努められることを望むところであります。

以上、審査に当たりまして、今後の事務事業等に対する意見と留意点を述べたところでございますが、今日の厳しい財政事情の中で、国、地方においても簡素で効率的な行政運営を実現することが求められております。構成市町の行財政を取り巻く情勢が厳しい中、当組合としても長期財政計画、行財政改革大綱に基づき、より一層の財政運営の効率化に努めるとともに、広域行政の振興発展を図り、圏域住民の負託と期待に応えていかれることを要望いたしまして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

○議長（原田謹吾君）

ありがとうございました。

それでは、これより3議案に対する質疑を一括して行います。

発言される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言ってからしていただくようお願い申し上げます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。

第15号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第15号議案は原案どおり認定いたします。

次に、第16号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第16号議案は原案どおり認定いたします。

次に、第17号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第17号議案は原案どおり認定いたします。

しばらくお待ちください。

武富監査委員さん、議席へお願いします。

〔武富監査委員、議員席へ移動〕

日程第12～第14 第18号議案～第20号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第12. 第18号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）、日程第13. 第19号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）、日程第14. 第20号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、第18号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に9,714千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を3,561,757千円とするものです。

補正の内容につきまして、3ページの次のページから掲載しております補正予算説明書のほうで説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず歳入です。

1款. 分担金及び負担金では、構成市町負担金の補正をいたしております。負担金の補正は、基本的に平成24年度歳入歳出決算に伴う前年度繰越金から、今回の歳出の補正に係る所要額を差し引いた額を減額いたしております。

ただ、7目の消防費負担金につきましては、消防費に係る前年度繰越金との調整による補正ではなくて、説明欄に記載する内容による補正をいたしております。説明欄に記載する地方交付税消防費相当額としたものは、地方交付税を算定するための消防費基準財政需要額をベースに算出している消防費負担金でございまして、25年度の消防費基準財政需要額の算定に用いる単位費用が昨年度よりも500円引き下げられて、10,800円に改定されたことに伴い減額するものです。

そのほかの2つの項目も額の確定に伴い補正をするものでございます。

なお、参考資料としまして、補正後の各市町ごとの負担金について、(14)ページから(15)ページに掲載いたしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、(4)ページをごらんください。

(4)ページの5款. 繰入金では、25年度の消防費基準財政需要額の算定に用いる単位費用が引き下げられたことにより、市町の消防費負担金が減少することに伴い、財源調整のために財政調整基金繰入金の補正をお願いいたしております。

6款. 繰越金では、24年度歳入歳出決算に伴う剰余金について補正をするものです。

なお、参考資料といたしまして、(16)ページに負担金区分ごとの繰越金明細を掲載いたしております。

次に、8款. 諸収入の2項2目. 消防費雑入では、高速道路救急業務支弁金の額の確定に伴う補正をいたしております。また、コミュニティ助成金400千円を計上いたしております。今回、歳出の5款. 消防費で補正をお願いしている幼年消防鼓笛隊セット購入に対する財団法人自治総合センターからの助成金の決定に伴うものです。

次に、歳出について申し上げます。

(5)ページをごらんください。

今回の補正では、各款共通した補正として、3節、職員手当等及び11節、需用費の補正をいたしておりますが、3節、職員手当等の補正は、職員の人事異動に伴う扶養手当等の補正を行うもので、11節、需用費の補正は、4月から電気料金が引き上げられたことに伴う電気料の補正を行うものです。

4款、衛生費、1項1目、ごみ処理センター費の25節、積立金の補正は、今後の財政需要に備えるため、前年度繰越金から10,000千円を積み立てることとしているルールに基づくものでございます。

5款、消防費の1項1目の常備消防費です。12節、役務費では、通信運搬費の発信地表示システム通信料の確定による減額など、額の決定に伴う補正をいたしております。13節、委託料、(6)ページの14節、使用料及び賃借料も額の確定に伴う補正をするものでございます。18節、備品購入費では、幼年消防鼓笛隊セット購入費を計上しております。財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を活用して購入するものでございます。

6款、公債費では、組合債償還に係る地方交付税措置額の決定に伴う財源組み替え、それと、償還利子の決定に伴う補正をいたしております。

7款、予備費につきましては、歳入歳出の財源調整のための補正をいたしております。

なお、参考資料として、(17)ページに予備費の明細書を掲載しております。

以上、第18号議案 平成25年度一般会計補正予算（第1回）について御説明いたしました。

引き続きまして、第20号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明をいたします。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,387千円とするものでございます。

補正予算の内容について、3ページの次のページから掲載しております補正予算説明書のほうで御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず、歳入です。

1款の財産収入では、ふるさと市町村圏基金利子の確定に伴う補正をいたしております。

2款、繰入金では、1款の財産収入及び3款の繰越金の補正に伴い、財政調整基金繰入金

を減額いたしております。

3款．繰越金では、平成24年度決算に伴う剰余金について補正をするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

(4)ページをごらんください。

(4)ページの1款1項1目のふるさと市町村圏事業費の19節．負担金補助及び交付金の補正は、24年度に各市町へ配分した助成金及び交付金のうち、24年度に活用されずに未執行額として今年度に繰り越された剰余金をそれぞれ関係する市町に再配当するものでございます。

以上、第20号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明いたしました。

引き続き第19号議案について、介護保険事務所長より御説明をいたします。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

続きまして、第19号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

第19号議案書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正を行うもので、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に100,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15,468,457千円とするものです。

補正の内容について御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

初めに、歳入です。

2款．分担金及び負担金、1節．介護保険費負担金の増額補正は事務費に充てるものです。

7款．財産収入、1節．利子及び配当金の増額補正は、介護保険財政調整基金の運用利子となります。

8款．繰入金、1節．介護保険財政調整基金繰入金、基金からの繰入金を減額するものです。

9款．繰越金、平成24年度の決算剰余金を繰り越すものです。

続きまして、(4)ページの歳出を御説明申し上げます。

1款．総務費、一般管理費、職員異動に伴う職員手当等の増額補正をお願いするものです。

次に、4款．基金積立金、財政調整基金利子を同基金に積み立てるものです。

6款．諸支出金、平成24年度介護保険事業の実績により、国、県、構成市町へ返還するた

めの増額補正です。

以上、補正予算の内容について説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入ってくださいようお願いいたします。

質疑ございませんか。

○7番（谷口太一郎君）

7番です。第19号議案、介護保険特別会計のことでちょっとお尋ねしますが、開会前に説明のあったことについて、返還金が生じるということでしたので、その返還金については今回の補正には関係なかったということですか。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

返還金につきましては、今回の補正には計上しておりませんが、今年度どのくらい見込めるか、その辺を事業所との話し合いで補正に計上するものとしています。2月補正で対応したいと思っています。

○議長（原田謹吾君）

よろしいですか。

○7番（谷口太一郎君）

はい。

○議長（原田謹吾君）

それでは、これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

第18号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第18号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第19号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第19号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第20号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第20号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、8月定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後2時52分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長

6 番議員

10番議員

17番議員